

意見案第10号

北方領土問題の解決促進等に関する意見書

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後71年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことはまことに遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、本年9月2日に行われた日ロ首脳会談において、プーチン大統領が12月に訪日し、首脳会談を行うことで合意されたことにより、全ての道民が、「新しいアプローチ」に基づく交渉が具体的に進展し、領土問題解決に向けた外交交渉が一層加速することを強く願っているところである。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題に終止符を打つべく平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民世論の結集と高揚並びに国際世論の喚起や北方領土教育の充実を初めとした青少年対策の強化を図るとともに、内閣総理大臣による北方領土隣接地域からの北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の促進を図ること。
- 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。
- 3 北方四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業の実施団体に対する支援措置を強化するとともに、各事業の円滑な実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連